

令和五年二月二十四日

聖籠町農業委員会第二十五期

第十二回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第12回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第12回総会は、令和5年2月24日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 番 八幡 裕（会長） | 2 番 宮下 吉勝（会長職務代理） |
| 3 番 神田 勝（農地部長） | 4 番 新保 勇（農政部長） |
| 5 番 堀 常正 | 6 番 齋藤 直樹 |
| 7 番 齋藤 睦子 | 8 番 栗原 一成 |
| 9 番 本間 政春 | 10 番 新保 要一 |
| 11 番 新保 昭治 | 12 番 宮野 公之 |
| 13 番 岩淵 せん | |

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 主幹 吉田 晃一 主事 加藤 篤輝

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について
- 日程第6 報告事項 農業委員会事務専決報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第12回総会を開会します。
(開会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。
なお、説明者には主幹、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和5年2月24日、本日1日限り
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは1頁をお願いします。

(議案朗読)

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の
すべてを満たすと考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を
農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、先ほどの事前審査におきまして、全
員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見の
ある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

主幹 これらの案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と判断されます。以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。先ほどの事前審査において、都市計画審議会で審議されたと思いますが、その内容を聞きたいとの意見がありました。それに対して、区画の方ですが、60から70坪程度で41区画あり、中央の小区画は何があるのかという質問に対しては、消火栓が設置されるという回答をしました。また、新しい道路に側溝が付くのかという質問については、側溝が設置されるとの回答をしました。造成地の中央にある水路の管理については誰がするのかという質問については、土地改良区との協議によると回答しました。そのほか、角庵排水路に平行して、ガードレールを設置すること、県道へのアクセスについては改良する予定はなく、現状のままとの回答を行いました。以上で許可相当との事でした。

議長 農地部長より補足説明がありました。これらの件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。13番委員、退席願います。

(13番委員 退席)

議長 番号15について質疑、意見のある方の発言を求めます。

10番委員 はい。良いですか。

議長 はい。10番委員どうぞ。

10番委員 今ほど農地部長から都市計画審議会の内容等について、ことこまかに説明があり、事前審査会では、その時出席された会長からも説明があったわけですが、一つ危惧されるところがあるんで。側溝、水路、ガードレール。道路のアクセスという事ではありますが、昨年8月3日、大夫の造成地の所で、排水路、非常に水が溢れてしまって大変だった。その審議した時、私が言ったはずでありますけど、かつて、あそこにはイチジクが作られていた訳ですが、その時雨水が溢れてしまって、みんな枯れてしまったことがあった。こんなことが二度とないように、と言ったにもかかわらず、今回も川のように雨水が流れてしまった。この事に関して、農業委員そのものは権限ないかもしれません。先程会長が言ったとおり、関係課の問題になるのかもしれない。そのあたりは天変地異の災害が起こった場合でも、きちんと対応できるような方法で、関係課に頑張ってもらえるように言えないものでしょうか。

議長 今のご意見についてですけども、関係課長ともそういう件について、若干話をしてきたわけですけども。こういう宅地開発等の場合、国等で定めた一定の基準があるわけですね。こういうところにこれぐらいの物を作る場合、最低限この基準以上で作ってくださいと。こういった基準に基づいて検査をして、基準をクリアしていればこれで良いですと。それにもかかわらず10番委員がおっしゃったような場合は、これは災害なんだと、というような位置付けなんだそうです。そういうことでありますので、個々で損害賠償請求するかなどの形でやらないと、町の方は今の対応はどうにもならないという事だと思います。

10番委員 じゃあ、できないということですね。わかりました。

議長 私もそうだと思います。基準があるものですから。その許可基準が改正にでもならない限り、行政の方はですね。ただ、実際には個人の方で被害を被っているわけですから、それはそれで賠償とかに値するのではないかと思いますけども。

10番委員 一言だけ言わせてもらえば、それは確かに、また大夫の話で申し訳ないけれども、特別に全部水路を買って大きくしたにも関わらず、雨水が溢れてしまったわけだけでも、これは不可抗力かもしれません。でもね、被害を被った人は誰を恨むかね。やっぱり許可した農業委員会を一番先に恨むんじゃないでしょうかね。その辺がきちんと、良い対応を行政にしてい

ただきたいという事ね。それがやっぱり悪かったら、直してもらいたいと言ってほしいという事です。以上です。

農地部長　　今の話に疑問があるんですけども、今、向こうの方、これから圃場整備に入っていくわけですよ。そうすると今の断面、当然当時バイパスとかも計算に入れていない状態で、側溝の断面にして作ったと思うんですけども、これからの圃場整備にすると、今のこのままの狭い断面じゃなくて新しい断面を使っていくんじゃないでしょうか。そのへん、土地改良区に聞かないとわからないですけども。今のこの狭いままでは写真とか見せてもらっても水が溢れているし、10番委員が言われたとおり。これから圃場整備の改修に向けて、今の断面のまま行くのか。それともバイパスができた、宅地も造成した、雨水の量が増えた、というところで、それらも勘案して設置していくのか。そういうのは土地改良区に聞かないとわからないでしょうか。私もわからないんですけども。

10番委員　　良いですか。しゃべっても。

議長　　はい。

10番委員　　俺が答えるところではないけれど、俺が言っているのはそれは過去の話。これから色々な検査事務があるかと思えますけど、混乱をきたさないように。色々危惧されるけれども、私はそういう要望をしても良いんですかと聞いたけれども今、できないという話なんで。じゃあそれはそれで良いですと。でも、現実こういう事が起きたんで、こういう意見を言うくらい権利として、持っていて良いんじゃないかという事です。以上です。

議長　　それでは番号15について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長　　全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(13番委員 入場、着席)

議長　　これで議事参与に関する案件が終了しました。ほかの案件について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは4頁をお願いします。

(議案朗読)

主幹 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。部会におきまして、30番について米でのやり取りはどうか、という質問がありました。それに対して、中間管理事業については金納が前提ですが、農業経営基盤強化促進事業については米での物納が前例として認められているため、問題ないと回答しました。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議します。2番委員、退席願います。

(2番委員 退席)

議長 番号27、28、32、33について質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号27、28、32、33について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(2番委員 入場、着席)

議長 続きまして10番委員、退席願います。

(10番委員 退席)

議長 番号29について質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号29について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(10番委員 入場、着席)

議長 続きまして4番委員、退席願います。

(4番委員 退席)

議長 番号34から37までについて質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号34から37までについて承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(4番委員 入場、着席)

議長 続きまして8番委員、退席願います。

(8番委員 退席)

議長 番号38から40までについて質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号38から40までについて承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(8番委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、報告事項があります。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは13頁をご覧ください。

(報告朗読)

報告については以上となります。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 5 年 3 月 24 日

聖籠町農業委員会


議

長


八幡裕 

聖籠町農業委員会

署名委員

新保要一 

署名委員

新保昭治 

Handwritten red mark at the top center.

